

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 10 月 24 日現在

機関番号：34521

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380081

研究課題名(和文) 非正社員の均等待遇規制と間接差別規制の再定位 判例分析・理論分析を通じて

研究課題名(英文) Rethinking the relationship between the principle of equal treatment and indirect discrimination

研究代表者

大木 正俊(OHKI, MASATOSHI)

姫路獨協大学・法学部・准教授

研究者番号：00434225

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、非正規雇用の均等待遇規制と間接差別規制(特に間接性差別)の意義および特色について、両規制が重なる箇所に着目して問い直すものである。具体的には、判例研究および理論研究によって、間接差別法理が、正規・非正規の均等待遇の領域を規制対象としていることの意味を明らかにし、そのうえで非正規雇用の均等待遇規制と間接差別規制の法的な位置づけを再度問い直した。

研究の結果、差別禁止規制の問題と非正規雇用の問題の結節点として、非正規雇用に対する間接性差別規制を論じることは難しく、EUにおける間接性差別法理を通じた非正規問題への規制は、当時の特殊な事情を背景とした一時的な現象とみることができる。

研究成果の概要(英文)：In EU law, the indirect discrimination was used to regulate the principle of Equal treatment between regular worker and non-regular worker. But that was a particular phenomenon on the particular context in EU and in the story of anti-discrimination law. We cannot easily apply ECJ doctrine on this subject.

研究分野：労働法

キーワード：社会法学 EU イタリア 均等待遇 雇用平等

1. 研究開始当初の背景

報告者はこれまで、EU の非正規雇用をめぐる判例・立法、およびイタリアにおける非正規雇用をめぐる立法・判例の研究を通じて、正社員と非正規雇用の待遇の格差是正を正当化する法的根拠はどこにあるのか、そしてその限界はどこにあるのかを明らかにする研究をおこなってきた(「非正社員に対する均等待遇の法的根拠・意義と射程 EU とイタリアから」若手研究(B)・2010 年度～2012 年度・課題番号 22730052)

その研究成果は以下のとおりである。

第一に、ヨーロッパでは、同一労働同一賃金原則は職務に応じて賃金が決まるという社会的実態を示すだけにすぎず、従来の一部の学説が主張してきたような公序を設定するような強行的な意味での法規範ではない。

第二に、非正規雇用と正社員の均等待遇の法的根拠は、伝統的に雇用平等が対象としてきた社会的差別(性・人種など)の禁止の根拠となる人権保障という要請からは正当化されず、(1)「企業組織内で使用者の恣意的な一方的(裁量)権限の行使の排除」という共同体(組織)論的な要請から、あるいは(2)非正規雇用を良好な就労環境とするための政策的な要請から正当化されることが明らかになった。

第三に、いまだ検討段階にあるが一応の結論として、パートタイム労働法 8 条および 9 条に定められた「均等待遇」および「均衡処遇」の立法根拠は、この(1)および(2)が組み合わさったものとしてとらえられるべきであるが、個別の交渉や労働組合による団体交渉を通じた私的自治を通じた労働条件向上の余地を残すべきという観点からは、(1)としての側面を基本として例外的な場面でのみ司法による強行的な介入を認めるにとどめるべきであるとの見解をもつにいたった。

2. 研究の目的

本研究は、その成果をふまえて、非正規雇用の均等待遇規制と間接差別規制(特に間接性差別)の意義および特色について、両規制がオーバーラップする箇所に着目して問い直すものである。

報告者は、これまでの研究によって、非正規雇用の均等待遇規制の法的根拠や意義について、一応の結論を出すところまでたどりついた。けれども、いまだ検討不十分な部分が残されている。特に、非正規雇用の均等待遇規制について、報告者は伝統的に雇用平等が対象としてきた社会的差別(性・人種など)の禁止の根拠となる人権保障という要請からは正当化されないと結論づけたものの、実際には EU においては、当初、性差別における間接差別規制(中立的な基準であってもある属性をもつ当事者(例えば女性)に特定の不利益を与える者を差別として規制するもの)によって非正規雇用(パートタイム労働者)と正社員との均等待遇が図られてきた経緯

があり、この現象に関する説明を十分にはたしたとは言えない。

また、最近の雇用平等法制に関する研究として、雇用平等法制全体の規制構造を明らかにした毛塚勝利「労働法における差別禁止と平等取扱 雇用差別法理の基礎理論的考察」角田邦重先生古希記念『労働者人格権の研究下』(信山社、2011 年)および人権保障アプローチと法政策アプローチから非正規雇用の均等待遇規制を分析した労働政策研修・研究機構『雇用形態による均等処遇についての研究会報告書』(荒木尚志座長、2011 年)が存在するが、いずれにおいても間接差別法理については、人権保障をその正当化根拠とするとしてもそれが非正規雇用の均等待遇規制がカバーする領域にまで拡大していることに対する理論的な説明はなされていない。

そこで、本研究においては、(1)EU およびイタリアの間接差別に関する判例を網羅的に分析してその射程および(判例が示した)規制根拠を把握し、さらに(2)雇用差別禁止法理に関する基礎理論の中から間接差別が禁止される理論的根拠および意義について分析をおこない、(3)それによって間接差別法理が、正社員と非正規雇用の均等待遇の領域までを規制対象としていることの法的意味を明らかにしたうえで、非正規雇用の均等待遇規制と間接差別規制の法的な位置づけを再考する。

本研究は、非正社員の均等待遇規制と間接差別規制が重なり合う部分に着目している点、及び雇用平等の基礎理論からみた間接差別規制の理論的な意義について論じる点に特色がある。

均等待遇規制と間接差別規制が重なり合う部分に着目した研究はこれまではあまりなく、その現象を明快に説明する理論は現在のところ存在しない。また、間接差別規制についてはこれまで判例を分析した実証的研究は多く存在するものの、理論的な検討をした研究は日本にはほとんど存在せず、これまでの議論は間接差別規制の判例法理を批判的に捉える点に欠けていた。本研究はそこに切り込むものである。

また、本研究の独創性は、非正社員の均等待遇規制および間接差別規制のそれぞれについて、個々に分析した研究は存在するがこの 2 つの規制が交錯する部分に着目して、それぞれの法理の特質および意義を明らかにした研究は存在しない点にある。とくに、間接差別規制についてはその法理の特殊性は指摘されてきたものの雇用平等法理全体での位置づけを分析したものはない。

3. 研究の方法

本研究では、まず(1)判例研究および(2)理論研究によって、間接差別法理が、正社員と非正規雇用の均等待遇の領域までを規制対象としていることの法的な意味を明らかにする。さらに、その検討を通じて非正規雇用の

均等待遇規制と間接差別規制の法的な位置づけを再度問いなおす。

間接差別法理は「あれなければこれなし」の因果関係をもとに規制をおこなう法理のため、規制範囲を際限なく拡げることが可能な法理であることから、判例にみられる規制範囲が現状でどこまでなのかを把握することが重要になる。また、判例にみられる規制範囲が理論的にどのように説明が可能であるのかも同時に重要である。

そこで、(1)では、EU およびイタリアの間接差別に関する判例を網羅的に分析して、間接差別法理の射程と判例が述べる間接差別法理の規制根拠を把握する。EU の間接差別に関する判例研究はこれまでも存在していることから、それを活用しつつ、EU の最新の判例も含めて分析する。また、各加盟国での法の現状を把握するためにイタリアの間接差別に関する判例も分析対象とする。イタリアの判例を研究したものはこれまでに存在せず、新たな知見が得られる可能性は高い。

(2)については、雇用平等に関する基礎理論にまでさかのぼったうえで、間接差別法理がもつ法的な意義およびそれがもつべき規制範囲について理論的な側面から明らかにする。間接差別法理は、もともと判例によって生み出された法理であったため、これまでの研究は判例の分析に焦点がおかれてきた。しかし、判例の動向を批判的に捉えるためには理論的な側面からの同法理の研究が必要である。そこで、雇用平等に関する基礎理論のなかから、間接差別規制の規制根拠とあるべき規制範囲(射程)を明らかにする作業をおこなう。この観点から間接差別規制を分析した論文がイタリアにあることから、その研究を参考にしながら作業にあたる。

さらに、(1)(2)で明らかになった間接差別規制の意義と射程を念頭に非正規雇用の均等待遇規制と間接差別規制の法的な位置づけをおこなう。

EU の判例分析については過去の研究が多く、それを参考にしつつ、最新の判例なども含めて総合的に検討した。

イタリアについては、報告者がこれまでの研究過程で収集した資料を活用しつつ、判例の網羅的な研究をするために、不足する分を調達し、資料を分析したうえで議論の整理をおこなった。イタリアの文献については、日本にあまり所蔵されていないことから、カタール大学のデータベースなどを活用しつつ、収集をおこなった。

4. 研究成果

研究の結果、非正規雇用は、特に近年において、欧州でも日本でも、様々な属性をもつ労働者から構成されているものであり、非正規雇用の問題を女性労働者の問題とひとくくりで論ずるのは難しいことが判明した。すなわち、現在の非正規雇用問題は、女性労働問題だけではなく、若年者の雇用問題、高年

齢者の雇用問題、社会的弱者(障害者など)の雇用問題を内包した複雑な問題であり、女性労働者を平均的な像として検討するだけでは不十分となることがわかった。

以上から、差別禁止規制の問題と非正規雇用の問題の結節点として、非正規雇用に対する間接性差別規制を論じることは簡単ではなく、EU における間接性差別法理を通じた非正規問題への規制は、当時は EU レベルで非正規雇用に関する直接的な規制がなかったこと、非正規雇用に従事する女性の比率が高く、「非正規 = 女性労働問題」との平均的なモデルを措定することが可能であったことなどを背景とした一時的な現象とみることができる。

とはいえ、いまだ女性労働者のかなりの割合が非正規雇用であること、非正規雇用の中で占める女性の割合がなおも高いことから、非正規労働問題が女性労働問題としての側面をもつことは否定し難い。また、非正規労働者像のなかには、年齢差別(若年者および高齢者について)および障害差別(障害者について)による規制の可能性がある集団が含まれている。これらの状況を総合して考えるならば、非正規労働者に対して間接差別規制を限定された範囲内では適用可能とみることも可能である。

ただし、仮に間接差別規制が可能だったとしても、以下の点を考慮する必要がある。第一に、間接差別規制の範囲が極めて限定されたものとなることが予想されることである。間接差別規制は、ある種の属性を持った者が多数を占めるなどの「平均的な像」を前提とするものである以上、非正規労働者の平均的な像を措定するのは困難とする本研究の結果からは、間接差別規制の適用の範囲がかなり狭まることを意味することになる。したがって、かなり間接差別規制はかなり限定的な範囲に限られることとなるだろう。第二に、仮にそうだとした場合、非正規問題を間接差別規制の観点から論じることの意味がどれだけあるのかという問題が出てくるであろう。従来の議論では、間接性差別規制と非正規規制がイコールで結ばれるものであったことから、非正規問題における間接性差別規制について論じる意義が存在した。しかし、間接差別規制が限定的なものとなった場合には、非正規問題と間接差別問題は別の性質をもつと考えたとしても、非正規問題全体を考察するうえでそれほど不都合ではなくなってくるかもしれない。非正規問題は、非正規の多様性を踏まえたうえで、全体を論じるべきであり、その一部である性差別の観点からこれを論じることは、かえって全体のすがたを誤らせる可能性があるからである。

以上の点については、いまだ仮説段階であり、より一層の検討が必要である。今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4件)

大木正俊「イタリア労働契約論の展開 契約外規範研究序説として」季刊労働法 251号、131頁～142頁、労働開発研究会、2015年12月、査読無

大木正俊「第3章イタリア」『欧州諸国の解雇法制 デンマーク、ギリシャ、イタリア、スペインに関する調査』(労働政策研究・研修機構) 79頁～98頁、2014年8月、査読無

大木正俊「パートタイム労働と均等・均衡処遇」土田道夫・山川隆一編『労働法の争点』、158頁～159頁、有斐閣、2014年3月、査読無

大木正俊「イタリアにおける有期労働法制の変遷：2012年改正とその意味」季刊労働法 242号、164頁～181頁、労働開発研究会、2013年9月、査読無

[学会発表](計 0件)

[図書](計 2件)

大木正俊、イタリアにおける均等待遇原則の生成と展開：均等待遇原則と私的自治の相克をめぐって、日本評論社、2016年、317頁

大内伸哉編『有期労働契約の法理と政策 法と経済・比較法の知見をいかして』(弘文堂) 2014年3月、査読無 (大木正俊「第1章日本法の状況 第1節労働法 (3)均等・均衡処遇」74頁～90頁、大木正俊「第2章外国法の状況 第1節ヨーロッパの有期労働契約法制 (4)イタリア」156頁～167頁を分担執筆)

[産業財産権]

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大木 正俊 (OHKI MASATOSHI)
姫路獨協大学・法学部・准教授
研究者番号：00434225

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：